

公共調達に係る入札契約制度に関する 報 告 書

令和7年6月

山 形 県

本書は、「山形県公共調達基本条例（平成20年7月県条例第43号）」第4条第2項の規定に基づき、山形県議会に対し、公共調達（県が支出負担行為に基づき行う調達）に係る入札契約制度の運用の状況及び見直しの内容に関する報告を行うことを目的に作成したものである。

本書は2部構成としており、第1部は、建設工事及び建設工事関連業務委託に関する報告、第2部は、物品及び役務等の調達に関する報告としている。

なお、入札契約制度の運用の状況及び見直しに関しては、山形県公共調達評議委員会の審議を経ており、審議概要については山形県ホームページで公表している。

ホームページ掲載場所： 検索Q 山形県 建設工事等入札契約制度

目 次

第 1 部 建設工事及び建設工事関連業務委託関係

第 1 章 入札契約制度を取り巻く状況等

1 建設業を巡る環境

(1) 建設投資額の推移	1
(2) 建設業者数及び建設業就業者数等の推移	2
① 建設業者（許可業者）数	2
② 建設業就業者数	2
(3) 設計労務単価の推移	4
(4) 収益性の推移	5
(5) 倒産件数の推移	5

2 業界団体との意見交換会の実施	6
------------------------	---

第 2 章 令和 6 年度における入札契約制度の運用状況

1 建設工事関係

(1) 落札率等の状況	7
① 落札率	7
② 一般競争入札への平均参加業者数	9
(2) 不調・不落の発生状況	9
(3) 県内業者受注率の状況	10
(4) 品質の確保に関する状況	11
① 工事成績評定点	11
② 総合評価落札方式と最低価格落札方式での工事成績評定点	11
③ 低入札価格調査制度の運用	11

2 建設工事関連業務委託関係

(1) 落札率の状況	12
(2) 県内業者受注率の状況	14
(3) 品質の確保に関する状況	14
① 委託業務成績評定点の状況	14
② 低入札価格調査制度の運用	15

第3章 令和6年度及び7年度における入札契約制度の主な見直し

I 令和6年度における見直し事項

1 建設工事に関する見直し

- (1) ICT活用工事における部分活用等の推進…………… 16
- (2) 若手・女性技術者評価型の対象工種の拡大…………… 16

II 令和7年度における見直し事項

1 建設工事及び建設工事関連業務委託に共通する見直し

- (1) 「ワーク・ライフ・バランス」「女性活躍」等の評価項目の追加…… 17
- (2) 知事顕彰の評価期間の延長…………… 17
- (3) インターンシップ等の評価点の変更…………… 17

2 建設工事に関する見直し

- (1) 地域精通企業評価型における評価項目の簡素化…………… 17
- (2) 災害復旧工事における予定価格の事前公表の見直し…………… 18
- (3) 災害協定に基づく県要請による出勤実績への加点（管、解体工事）… 18

3 建設工事関連業務委託に関する見直し

- (1) 共同設計方式におけるJV構成企業数の変更…………… 18
- (2) 「一抜け方式」の試行導入…………… 18

第2部 物品及び役務等の調達関係

第1章 令和6年度における入札契約制度の運用状況

1 物品の調達状況……………	19
(1) 予定価格が160万円を超える物品……………	19
2 印刷物の調達状況……………	20
(1) 予定価格が250万円を超える印刷物……………	20
(2) 最低制限価格の設定状況……………	20
3 業務委託の調達状況……………	21
(1) 予定価格が100万円を超える業務委託……………	21
(2) 低入札価格調査制度の運用状況……………	22

第2章 地元調達の取組

1 取組の内容……………	25
2 令和6年度の取組状況……………	25

資料編

1 建設工事及び建設工事関連業務委託の経過……………	26
2 山形県公共調達基本条例……………	30

第 1 部 建設工事及び建設工事関連業務委託関係

第 1 章 入札契約制度を取り巻く状況等

1 建設業を巡る環境

(1) 建設投資額の推移

県内の建設投資額は、平成 8 年度に 9,601 億円となった後、大幅に減少した。平成 23 年度から増加傾向に転じ、令和 2、3 年度に 5 千億円台に回復したが、令和 4 年度からは再び 4 千億円台になっている。

令和 6 年度の建設投資額は 4,610 億円（5 月 20 日公表の速報値）となり、前年度よりやや減少している（ただし、毎年 6 月に直近 3 年分が遡及改定され、投資額が増減するため、現時点では参考値として見る必要がある）。（表 1、図 1）

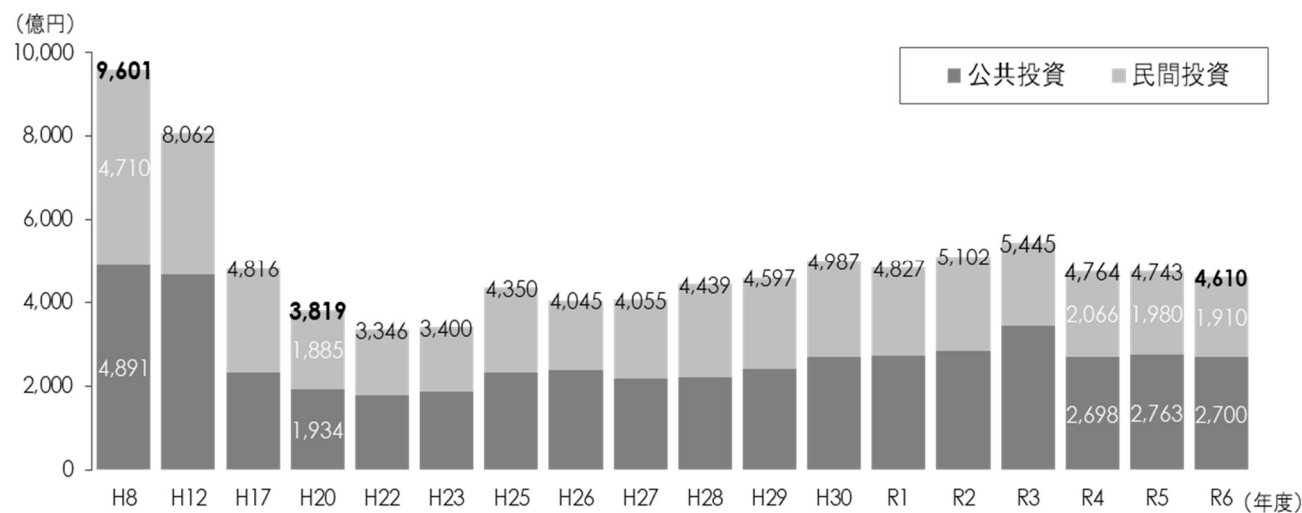
建設業は県民生活や地域経済を支える重要な役割を担っており、その持続的な成長・発展のためには計画的・安定的な建設投資が不可欠であるため、その動向を引き続き注視していく必要がある。

表 1 建設投資額の推移（年度）

(単位：億円)																			
年 度	H8	H12	H17	H20	H22	H23	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R6/H8
山形県建設投資	9,601	8,062	4,816	3,819	3,346	3,400	4,350	4,045	4,055	4,439	4,597	4,987	4,827	5,102	5,445	4,764	4,743	4,610	48.0%
公共投資	4,891	4,672	2,334	1,934	1,773	1,855	2,317	2,392	2,180	2,218	2,413	2,688	2,712	2,849	3,452	2,698	2,763	2,700	55.2%
民間投資	4,710	3,390	2,482	1,885	1,574	1,545	2,033	1,652	1,875	2,220	2,184	2,299	2,115	2,253	1,993	2,066	1,980	1,910	40.6%
全国建設投資	772,696	663,559	536,080	491,749	429,310	418,254	477,629	470,510	479,821	495,745	521,768	523,021	528,433	537,708	556,758	581,403	579,089	595,993	77.1%
公共投資	314,223	303,934	197,376	169,232	164,273	161,087	190,431	192,837	192,515	193,819	207,850	205,347	214,848	224,178	225,091	234,086	235,758	245,216	78.0%
民間投資	458,473	359,625	338,704	322,516	265,038	257,167	287,199	277,673	287,306	301,926	313,918	317,674	313,584	313,530	331,667	347,317	343,331	350,777	76.5%
山形県構成比	1.24%	1.21%	0.90%	0.78%	0.78%	0.81%	0.91%	0.86%	0.85%	0.90%	0.88%	0.95%	0.91%	0.95%	0.98%	0.82%	0.82%	0.77%	

出典：国土交通省「建設総合統計」（R7.5.20公表値）
※毎年 6 月に、実績値から算出される直近の補正率により過去 3 カ年度分が遡及改定される。

図 1 山形県の建設投資額の推移



(2) 建設業者数及び建設業就業者数等の推移

① 建設業者（許可業者）数

令和6年度の県内建設業者(建設業許可業者)数は、令和7年3月末時点で4,464者であり、平成20年代中盤以降、減少傾向にある。

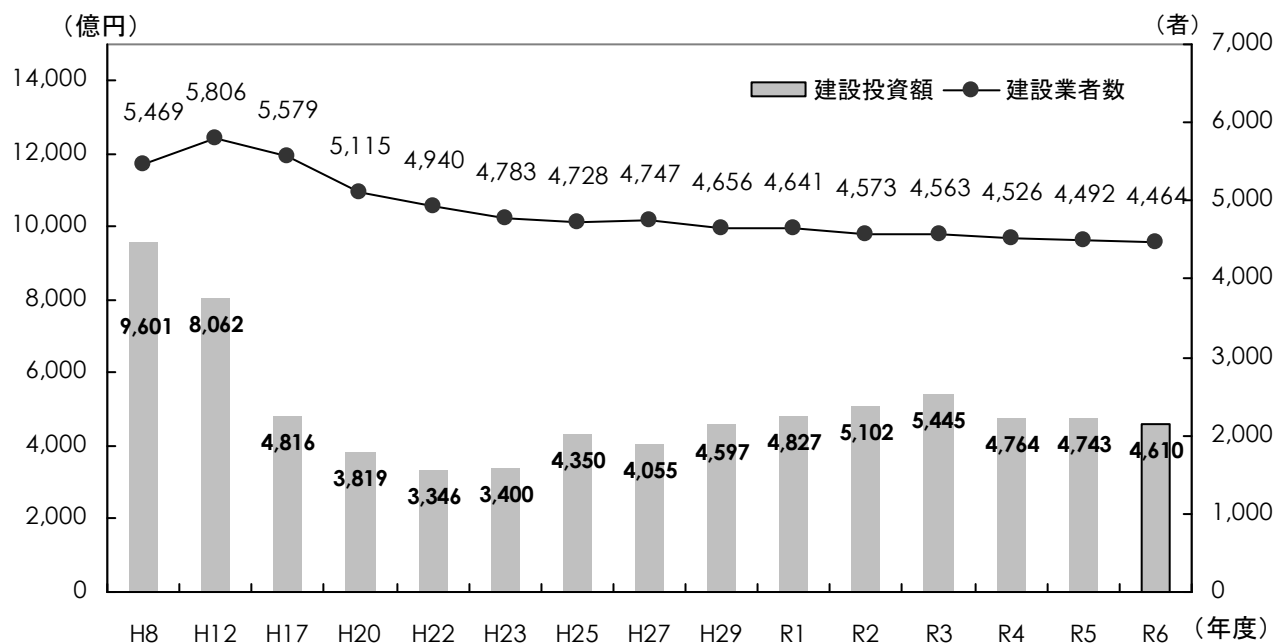
令和6年度の一業者あたりの建設投資額は、約10,300万円(速報値ベース)と、前年度より減少し、平成20年度の約137.3%、ピーク時(平成8年度)の約58.5%になっている。(表2-1、図2)

表2-1 山形県の建設投資額と業者数の関係(年度)

	H8	H12	H17	H20	H22	H23	H25	H27	H29	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R6／ 最大値 (%)
建設投資額 (億円)	<u>9,601</u>	8,062	4,816	3,819	3,346	3,400	4,350	4,055	4,597	4,827	5,102	5,445	4,764	4,743	4,610	48.0
建設業者数 (許可業者数)	5,469	<u>5,806</u>	5,579	5,115	4,940	4,783	4,728	4,747	4,656	4,641	4,573	4,563	4,526	4,492	4,464	76.9
一業者あたりの 建設投資額(億円)	<u>1.76</u>	1.39	0.84	0.75	0.68	0.71	0.92	0.85	0.99	1.04	1.12	1.19	1.05	1.06	1.03	58.5

※ 下線：最大値

図2 山形県の建設投資額と業者数の関係



② 建設業就業者数

県内建設業就業者数は、令和2年国勢調査では46,156人となっており、ピーク時の平成12年から27,364人(37.2%)減少している。

年齢階層別にみると、50歳以上が23,774人(構成比51.5%)と全体の半数以上を占めており、29歳以下は4,538人(構成比9.8%)となっている。

平成12年と比較すると、29歳以下では67.6%の減少となっており、若年者の確保が喫緊の課題となっている。(表2-2)

表 2 - 2 山形県内建設業就業者数の推移（暦年）

（単位：人）

	H12(ピーク)		H27		R2		H12 年とR2 年の比較		
	就業者数	構成割合	就業者数	構成割合	就業者数	構成割合	就業者数	増減率	構成割合
総数	73,520	100.0%	48,903	100.0%	46,156	100.0%	△27,364	△37.2%	—
29 歳以下	14,023	19.1%	5,019	10.3%	4,538	9.8%	△9,485	△67.6%	△9.2P
30～39 歳	10,336	14.1%	9,269	19.0%	7,048	15.3%	△3,288	△31.8%	+1.2P
40～49 歳	18,235	24.8%	9,335	19.1%	10,796	23.4%	△7,439	△40.8%	△1.4P
50～59 歳	19,204	26.1%	10,285	21.0%	8,207	17.8%	△10,997	△57.3%	△8.3P
60 歳以上	11,722	15.9%	14,995	30.7%	15,567	33.7%	+3,845	+32.8%	+17.8P

50 歳以上再掲	30,926	42.1%	25,280	51.7%	23,774	51.5%	△7,152	△23.1%	+9.4P
----------	--------	-------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	-------

出典 総務省「国勢調査」※項目毎に端数処理をしているため、構成割合の計が 100 にならない場合がある。

〈参考〉

	H12(ピーク)		H27		R2		H12 年とR2 年の比較		
	就業者数	構成割合	就業者数	構成割合	就業者数	構成割合	就業者数	増減率	構成割合
女性就業者数	10,032	13.6%	6,811	13.9%	7,059	15.3%	△2,973	△29.6%	+1.7P

(3) 設計労務単価の推移

本県の設計労務単価（主要12職種平均）は、平成10年度から低下が続いたが、平成23年度を底に上昇に転じ、平成27年度以降は全国平均を上回っている。

令和7年度の単価は過去最高の26,608円（前年度比+1,408円）で、14年連続の上昇となった。また、全国順位も11位と上位にあるが、隣県（宮城県）との比較では2,525円の地域差が生じている。

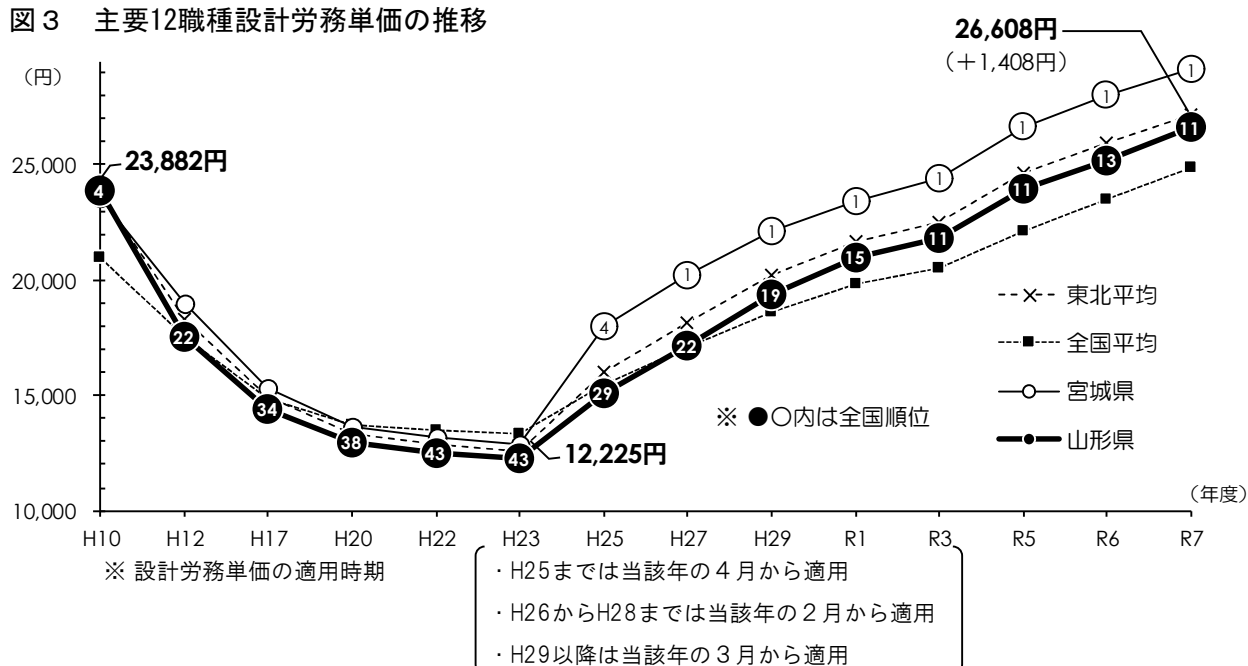
本県建設業の担い手を確保し、持続可能な産業であり続けるためには、継続的な賃金引き上げによる労務単価の上昇を通じた適正な利潤の確保と更なる賃金引き上げの好循環を実現することが重要である。（表3、図3）

表3 主要12職種設計労務単価の推移（国土交通省：公共工事設計労務単価）

	最低										(単位：円/日)			
	H10	H12	H17	H20	H22	H23	H25	H27	H29	R1	R3	R5	R6	R7
山形県(A)	23,882 (H10=1.00)	17,518 (1.00)	14,400 (0.73)	12,983 (0.60)	12,500 (0.52)	12,225 (0.51)	15,117 (0.63)	17,142 (0.72)	19,367 (0.81)	20,983 (0.88)	21,817 (0.91)	23,967 (1.00)	25,200 (1.06)	26,608 (1.11)
宮城県	23,555 (H10=1.00)	19,009 (1.00)	15,327 (0.81)	13,675 (0.65)	13,150 (0.56)	12,867 (0.55)	17,958 (0.76)	20,250 (0.86)	22,117 (0.94)	23,425 (0.99)	24,417 (1.04)	26,625 (1.13)	27,975 (1.19)	29,133 (1.24)
東北平均(B)	23,792 (H10=1.00)	18,277 (1.00)	14,915 (0.77)	13,364 (0.63)	12,843 (0.54)	12,572 (0.53)	16,001 (0.67)	18,160 (0.76)	20,197 (0.85)	21,647 (0.91)	22,524 (0.95)	24,638 (1.04)	25,922 (1.09)	27,178 (1.14)
東北平均との比較(A/B)	1.00	0.96	0.97	0.97	0.97	0.97	0.94	0.94	0.96	0.97	0.97	0.97	0.97	0.98
全国平均(C)	21,002 (H10=1.00)	17,519 (1.00)	14,843 (0.83)	13,748 (0.65)	13,487 (0.64)	13,328 (0.63)	15,453 (0.74)	17,043 (0.81)	18,634 (0.89)	19,853 (0.95)	20,501 (0.98)	22,161 (1.06)	23,532 (1.12)	24,858 (1.18)
全国平均との比較(A/C)	1.14	1.00	0.97	0.94	0.93	0.92	0.98	1.01	1.04	1.06	1.06	1.08	1.07	1.07

※主要12職種：特殊作業員・普通作業員・軽作業員・とび工・鉄筋工・特殊運転手・一般運転手・型枠工・大工・左官・交通誘導警備員A・交通誘導警備員B

図3 主要12職種設計労務単価の推移



(4) 収益性の推移

県内建設業の収益性については、平成22年度までマイナスとなっていたが、平成23年度にプラスに転じ、以降、震災復旧・復興工事の本格化や政府の緊急経済対策に加え、豪雨災害の復旧工事等による公共工事の増加等が要因となって改善が進んでいる。令和5年度は3.9%と減少したが、近年は4%前後の高い水準にある。(表4、図4)

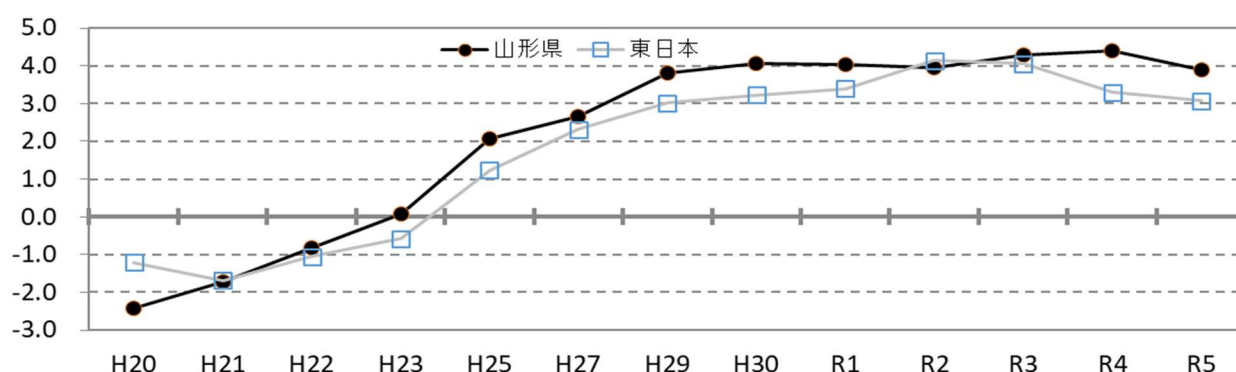
表4 建設業の収益性(売上高経常利益率)の推移(年度)

(単位: %)

	H20	H21	H22	H23	H25	H27	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
山形県	▲2.43	▲1.72	▲0.81	0.09	2.06	2.66	3.80	4.06	4.04	3.96	4.29	4.39	3.90
青森県	▲0.78	▲0.39	▲0.13	0.02	1.90	1.87	3.02	2.65	2.96	3.43	4.44	3.77	3.52
岩手県	▲1.98	▲2.89	▲1.40	0.67	2.81	3.74	3.99	4.04	3.73	4.72	3.55	1.42	0.39
宮城県	▲2.08	▲2.20	▲1.42	1.92	3.44	3.59	3.72	2.98	2.58	4.05	2.85	1.38	1.11
秋田県	▲2.39	▲1.82	▲1.07	▲0.71	1.68	2.64	3.66	3.94	3.51	4.37	5.06	4.16	4.77
福島県	▲3.04	▲2.98	▲1.76	0.69	3.82	4.46	4.03	3.37	3.22	4.74	4.37	3.57	2.58
東日本平均 (23都県)	▲1.21	▲1.69	▲1.05	▲0.57	1.24	2.32	3.02	3.23	3.39	4.14	4.06	3.30	3.07

※ 売上高経常利益率＝経常利益／売上高×100 (「建設業の財務統計指標」東日本建設業保証株式会社)

図4 建設業の収益性(売上高経常利益率)の推移



(5) 倒産件数の推移

全国及び東北地域の建設業の倒産件数は、平成16年から平成20年まではほぼ同水準で推移し、その後は減少傾向から横ばいの状況が続いてきた。

県内建設業の倒産件数は、平成18年の57件をピークに減少を続け、令和2年には平成8年以降で最も少ない5件となった後、わずかな増加傾向で推移してきたが、令和6年は15件と建築関係の小規模企業を中心に増加し、5年ぶりに10件を超えた。(表5、図5、表6)

表5 建設業倒産件数の推移(暦年)

(単位: 件)

	H8	H12	H16	H17	H18	H20	H22	H25	H27	H29	R1	R2	R3	R4	R5	R6
山形県	14	43	48	37	<u>57</u>	49	26	12	10	8	11	5	7	9	9	15
東北	213	<u>434</u>	304	315	300	335	203	78	57	66	86	74	46	77	89	135
全国	4,065	<u>6,214</u>	4,002	3,783	3,855	4,467	3,523	2,421	1,686	1,579	1,444	1,247	1,065	1,194	1,693	1,924

※「下線は最大値」

(株式会社東京商工リサーチ調べ)

図5 建設業倒産件数の推移（暦年）

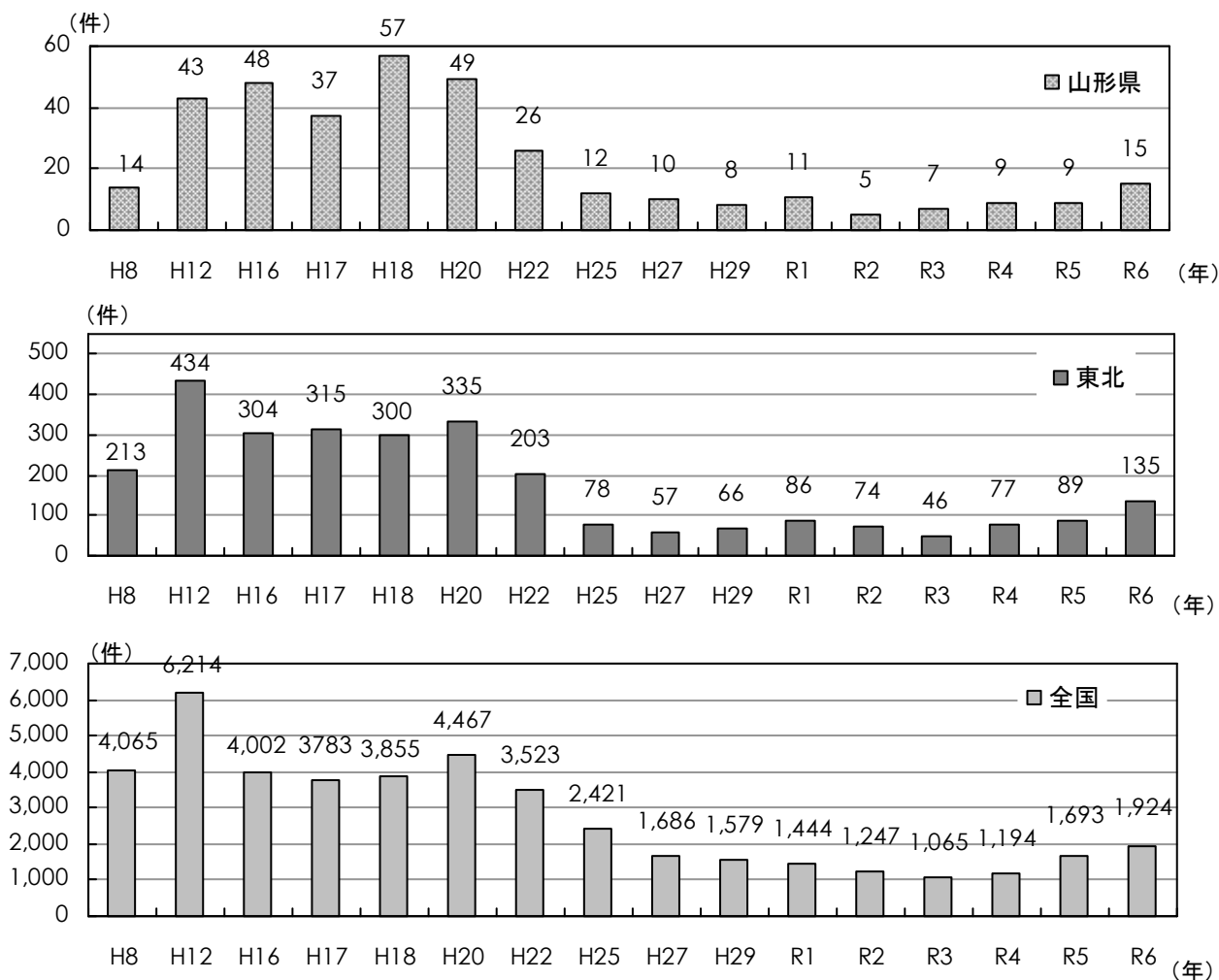


表6 業種別県内建設業者の倒産件数

(単位：件)

業 種	件 数
土木工事関係	4
建築工事関係	8
その他	3
計	15

2 業界団体との意見交換会の実施

令和6年度においても、「一般社団法人山形県建設業協会」、「一般社団法人日本建設業連合会東北支部」、「一般社団法人山形県測量設計業協会」、「一般社団法人日本補償コンサルタント協会東北支部山形県部会」、「山形県建設コンサルタント協会」、「山形県地質土壌調査業協会」及び「一般社団法人建設コンサルタント協会東北支部」と意見交換を行い、入札契約制度上の課題や各業界が抱える問題点等を把握し、入札契約制度の見直しにつなげた。主要要望事項等については、以下のとおりであった（令和6年7月の大雨災害のため、一部団体は書面開催）。

- ・働き方改革の推進
- ・設計労務単価の改善
- ・入札契約制度の改善
- ・担い手確保への支援
- ・建設DXの推進

第 2 章 令和 6 年度における入札契約制度の運用状況

1 建設工事関係（※予定価格 250 万円超）

（1）落札率等の状況

① 落札率

建設工事の入札については、平成 19 年度から原則として一般競争入札方式により実施している。

令和 6 年度の平均落札率は 96.8% で、前年度より 0.4 ポイント上昇した。

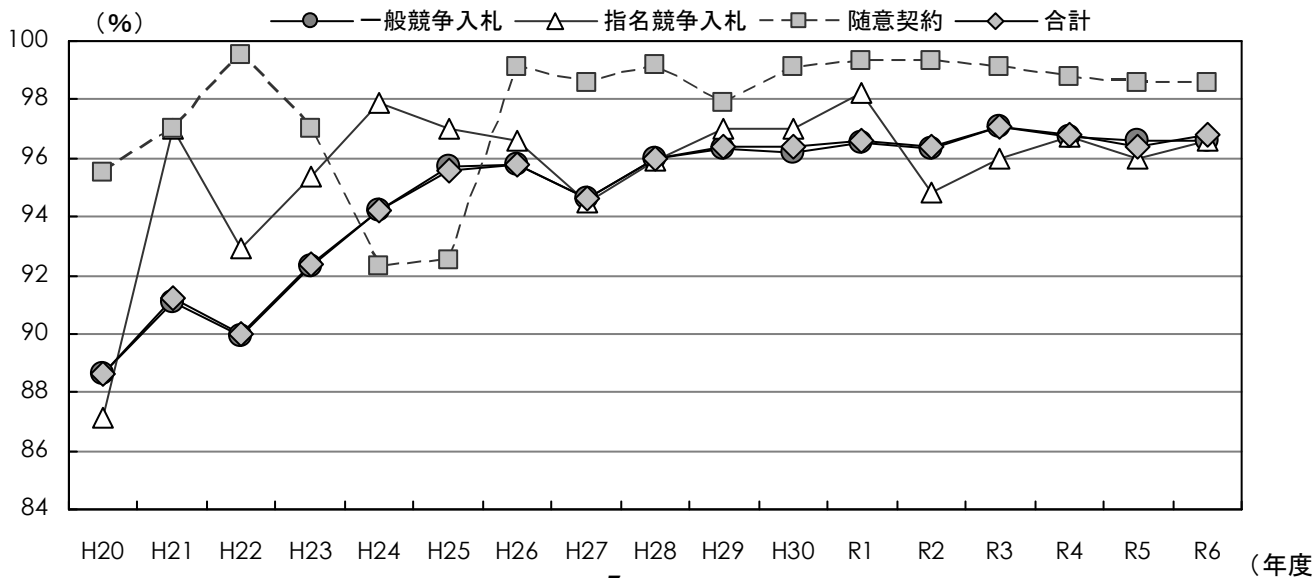
平均落札率の推移をみると、平成 20 年度に低入札価格調査制度へ失格数値基準を導入したことにより上昇に転じたが、平成 22 年度には再び低下した。これを受けて、平成 23 年度に低入札価格調査制度の調査基準価格の算定方法について、本県独自に国土交通省の基準を上回る改正を行うとともに、総合評価落札方式における「品質等確実点」を導入した。また、平成 28 年度及び平成 29 年度の国土交通省の調査基準価格の引上げに際しては、本県独自に国土交通省の基準をさらに上回る改正を行った。こうした「過度な低価格入札」の抑制の取組みにより一定の効果が現れ、近年の平均落札率は、95% を上回る水準が継続している。（表 1、図 1）

表 1 平均落札率の推移（建設工事）（全部局、予定価格 250 万円超、年度）

入札方法	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6（件数）
一般競争入札	88.6	91.1	89.9	92.3	94.2	95.7	95.8	94.6	96.0	96.3	96.2	96.5	96.3	97.1	96.7	96.5	96.6（917）
指名競争入札	87.1	97.0	92.9	95.4	97.9	97.0	96.6	94.5	95.9	97.0	97.0	98.2	94.8	96.0	96.7	96.0	96.6（17）
随意契約	95.5	97.0	99.5	97.0	92.3	92.5	99.1	98.6	99.2	97.9	99.1	99.3	99.3	99.1	98.8	98.6	98.6（97）
全 体	88.6	91.2	90.0	92.4	94.2	95.6	95.8	94.6	96.0	96.4	96.4	96.6	96.4	97.1	96.8	96.4	96.8（1,031）

※ 落札率：契約金額／予定価格

図 1 入札方法別平均落札率の推移（建設工事）



次に、落札率別での件数は、90%超が大多数を占めており、令和6年度も98.4%の高い割合となっている。（表2－1、図2）

表2－1 落札率区分別の状況（建設工事）（全部局、予定価格250万円超、年度）

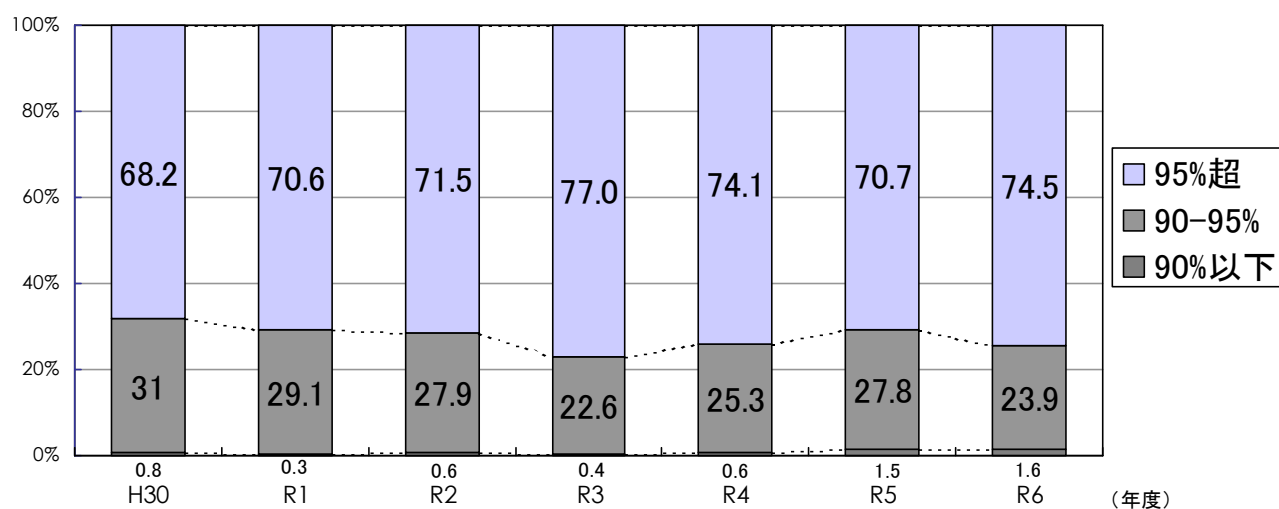
〈件数〉

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
95%超	670	843	847	788	781	657	768
90%超 95%以下	304	348	330	231	267	258	246
85%超 90%以下	7	3	5	4	6	13	16
80%超 85%以下	1	0	1	0	0	1	1
75%超 80%以下	0	0	1	0	0	0	0
70%超 75%以下	0	0	0	0	0	0	0
70%以下	0	0	0	0	0	0	0
合 計	982	1,194	1,184	1,023	1,054	929	1,031
平均落札率	96.4%	96.6%	96.4%	97.1%	96.8%	96.4%	96.8%

〈落札率区分別構成比〉

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
95%超	68.2%	70.6%	71.5%	77.0%	74.1%	70.7%	74.5%
90%超 95%以下	31.0%	29.1%	27.9%	22.6%	25.3%	27.8%	23.9%
85%超 90%以下	0.7%	0.3%	0.4%	0.4%	0.6%	1.4%	1.5%
80%超 85%以下	0.1%		0.1%			0.1%	0.1%
75%超 80%以下			0.1%				
70%超 75%以下							
70%以下							
合 計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

図2 落札率区分別件数割合



② 一般競争入札への平均参加業者数（県土整備部）

（※入札辞退、未入札等により札入れをしていない業者を除く。）

県土整備部の一般競争入札への参加業者数（平均）は、一般競争入札を全面導入した平成 20 年度から減少が進んだ。平成 29 年度以降は一件当たり 3 者程度で推移し、令和 6 年度は 2.8 者となっている。（表 2－2）

一般競争入札では、各業者は自らの配置技術者数等の条件や、発注者が公表している発注見通しを参照しながら、受注したい案件を絞り込んで入札に参加する傾向があり、一件当たりの入札参加業者が少ない要因になっていると考えられる。

表 2－2 平均参加業者数の状況（年度）

（単位：者）

H20	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
7.9	6.6	4.8	3.9	3.3	4.1	3.6	3.3	3.2	2.8	3.2	2.5	2.8	3.0	2.8

（２）不調・不落の発生状況

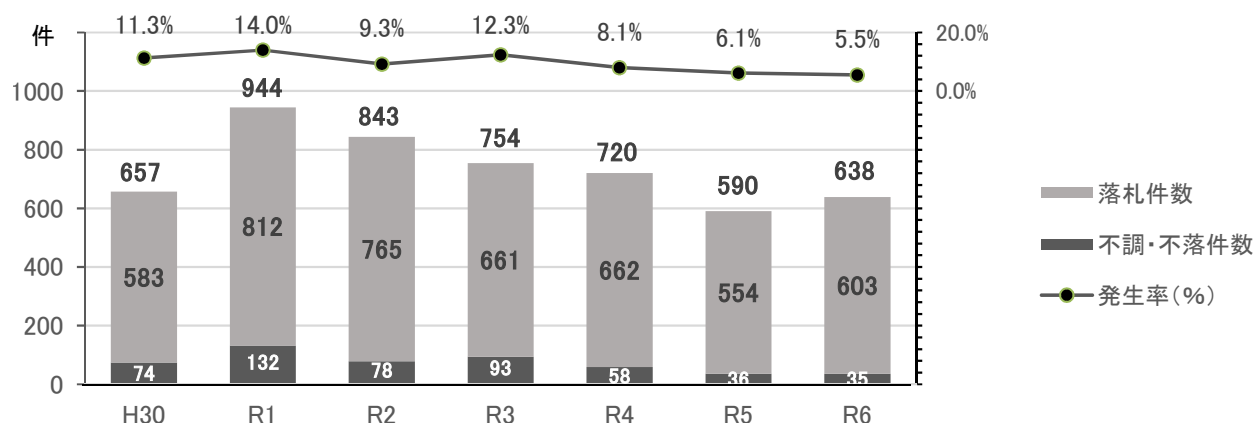
県土整備部における入札時不調・不落発生率は、令和 3 年度以前は10～15%程度で推移していたが、令和 6 年度の発生率は5.5%（35件）と、前年度と比較して0.6ポイント減少した。（表 3、図 3）

令和 3 年度に不調・不落が増加したことを踏まえて、発注時期の平準化、発注見通しの公表内容の充実や余裕期間制度の活用、現場代理人の常駐義務緩和、現場条件の悪い工事における見積活用方式の試行などの取組みを進めた結果と考えられる。

表 3 不調・不落の発生状況（建設工事）（県土整備部、予定価格 250 万円超、随意契約を除く、年度）

		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
入札件数		657	944	843	754	720	590	638
不調・不落件数		74	132	78	93	58	36	35
内 訳	不調件数	57	102	62	81	47	30	28
	不落件数	17	30	16	12	11	6	7
発生率（%）		11.3%	14.0%	9.3%	12.3%	8.1%	6.1%	5.5%

図3 不調・不落の発生状況の推移（県土整備部、予定価格250万円超。随意契約を除く。）



(3) 県内業者受注率の状況

県内（本店）業者の受注率は、件数ベースで97.3%と前年度と比較して0.1ポイント上昇した。当初契約金額ベースでは95.3%と大幅に改善し、令和4年度以前の水準まで回復している。

これは、前年度にあった県内企業の受注が困難な高度な技術を要する大規模工事（発電所など）等がなかったこと、また令和6年7月豪雨に係る災害復旧関連工事を県内業者が受注したことが影響したものと考えられる。（表4-1、表4-2）

※ 県外業者には、県外業者と県内業者による共同企業体を含む

表4-1 県内業者の受注率【件数ベース】（建設工事）（全部局、予定価格250万円超、年度）
(件、%)

入札方式	R2		R3		R4		R5		R6	
	県内 受注件数	県内 受注率	県内 受注件数	県内 受注率	県内 受注件数	県内 受注率	県内 受注件数	県内 受注率	県内 受注件数	県内 受注率
一般競争入札	1,085	97.0%	972	96.7%	980	97.0%	866	97.4%	889	96.9%
指名競争入札	18	100.0%	12	100.0%	12	100.0%	34	97.1%	17	100.0%
随意契約	45	93.8%	5	83.3%	27	84.4%	3	60.0%	97	100.0%
県内計	1,148	97.0%	989	96.7%	1,019	96.7%	903	97.2%	1,003	97.3%
全体(県内外)	1,184	-	1,023	-	1,054	-	929	-	1,031	-

表4-2 県内業者の受注率【当初契約金額ベース】（建設工事）（全部局、予定価格250万円超、年度）
(百万円、%)

入札方式	R2		R3		R4		R5		R6	
	県内 受注金額	県内 受注率	県内 受注金額	県内 受注率	県内 受注金額	県内 受注率	県内 受注金額	県内 受注率	県内 受注金額	県内 受注率
一般競争入札	71,695	96.3%	59,265	95.0%	66,847	95.2%	63,224	80.9%	64,854	95.2%
指名競争入札	74	100.0%	46	100.0%	47	100.0%	137	95.5%	67	100.0%
随意契約	688	42.9%	47	90.5%	894	78.8%	18	56.4%	1,598	100.0%
県内計	72,457	95.2%	59,358	95.0%	67,788	94.9%	63,379	80.9%	66,519	95.3%
全体(県内外)	76,119	-	62,460	-	71,375	-	78,311	-	69,778	-

(4) 品質の確保に関する状況

① 工事成績評定点

本県では、請負業者の適正な選定や指導・育成、工事の品質向上に資することを目的に、原則として1件の当初設計金額が500万円を超える建設工事を対象として、工事成績評定点を算出している。

令和6年度に実施した全対象工事の成績評定の平均点は83.2点となり、緩やかな上昇傾向が続いている。

また、落札率と評定点との関連としては、落札率が高い方が評定点も高くなる傾向がみられる。(表5-1、表5-2)

表5-1 工事成績評定点の推移(建設工事)(全部局、当初契約金額500万円超、年度)

(単位:点、件)

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
評定点(点)	80.5	81.2	81.5	82.0	82.4	82.7	82.8	83.2
件数(件)	905	834	978	1,020	994	901	918	805

表5-2 落札率区分別工事成績評定点(建設工事)(全部局、年度)

落札率 年度	70%以下	75%以下 70%超	80%以下 75%超	85%以下 80%超	90%以下 85%超	95%以下 90%超	95%超	合計
R5(評定点)	-	-	-	-	81.0	82.7	82.9	82.8
R6(評定点)	-	-	-	-	83.0	82.9	83.3	83.2
R6(件数)	-	-	-	-	15	226	564	805

② 総合評価落札方式と最低価格落札方式での工事成績評定点

県では、価格と品質の両面から評価する総合評価落札方式を導入しており、県土整備部では、設計金額1,000万円以上の建設工事を対象にしている。

令和6年度の工事成績評定の平均点は、総合評価落札方式が83.7点で、最低価格落札方式の82.0点より1.7点高くなっている。(表6)

表6 総合評価落札方式の状況(建設工事)(全部局、予定価格500万円超、年度)

(単位:件、%、点)

落札方式	件数	平均落札率(%)	平均評定点
総合評価落札方式	552 (604)	96.6 (96.9)	83.7 (83.2)
最低価格落札方式	253 (314)	95.8 (96.5)	82.0 (81.9)
全体	805 (918)	96.4 (96.7)	83.2 (82.8)

※ () 内は前年度の数値

③ 低入札価格調査制度の運用

令和6年度において、調査基準価格を下回った低入札発生件数は、県土整備部で0件(発生率0%)、全県でも1件と、例年同様に低い割合となった。

(表7)

表 7 低入札価格調査制度における調査実績（建設工事、年度）

年度		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
県土整備部	基準価格設定数	362	315	257	391	382	345	427	358	380
	低入札発生件数 (発生率%)	7 (1.9)	10 (3.2)	4 (1.6)	4 (1.0)	8 (2.1)	5 (1.4)	5 (1.2)	3 (0.8)	0 (0.0)
	低入札落札件数	5	7	1	0	3	2	2	1	0
全県	低入札発生件数	14	13	7	8	12	8	5	5	1
	低入札落札件数	9	9	3	3	6	2	2	2	0

2 建設工事関連業務委託関係（※予定価格 100 万円以下の業務委託を除く。）

（１）落札率の状況

建設工事関連業務委託に関して、本県では指名競争入札を原則としていたが、平成 30 年度から一般競争入札を試行的に導入し、令和 6 年度の一般競争入札実施件数は 120 件と、全体の約 18% となっている。

令和 6 年度の全体の平均落札率は 90.4% と前年度に比べ 1.6 ポイント上昇しており、災害発生に伴い比較的落札率の高い随意契約方式の件数の増加が影響したと考えられる。（表 8－１、図 4）

また、落札率別での件数では、80% 超の割合は 99% と大半を占め、90% 超の割合も 47.6% と半数近くを占めている。（表 8－２、図 5）

表 8－１ 平均落札率の推移（建設工事関連業務委託）（全部局、予定価格100万円超、年度）

（単位：％、件）

入札方法	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6（件数）
一般競争入札	—	73.5	86.5	82.9	88.6	93.4	98.0	94.5	92.6	91.4	89.4	87.9	89.2	90.1	91.2	91.4	91.4（120）
指名競争入札	79.6	82.5	82.4	84.9	86.2	87.5	85.7	85.2	86.9	86.0	84.7	84.8	86.5	88.3	88.0	87.6	87.2（422）
随意契約	97.1	94.6	94.6	96.3	96.8	97.3	97.3	96.9	98.4	97.2	99.4	99.1	99.6	98.9	99.6	99.1	99.2（140）
全 体	81.2	84.1	84.1	85.5	86.7	88.4	87.6	86.0	88.0	87.1	88.0	86.3	89.5	89.1	89.6	88.8	90.4（682）

図 4 入札方法別平均落札率の推移（建設工事関連業務委託）

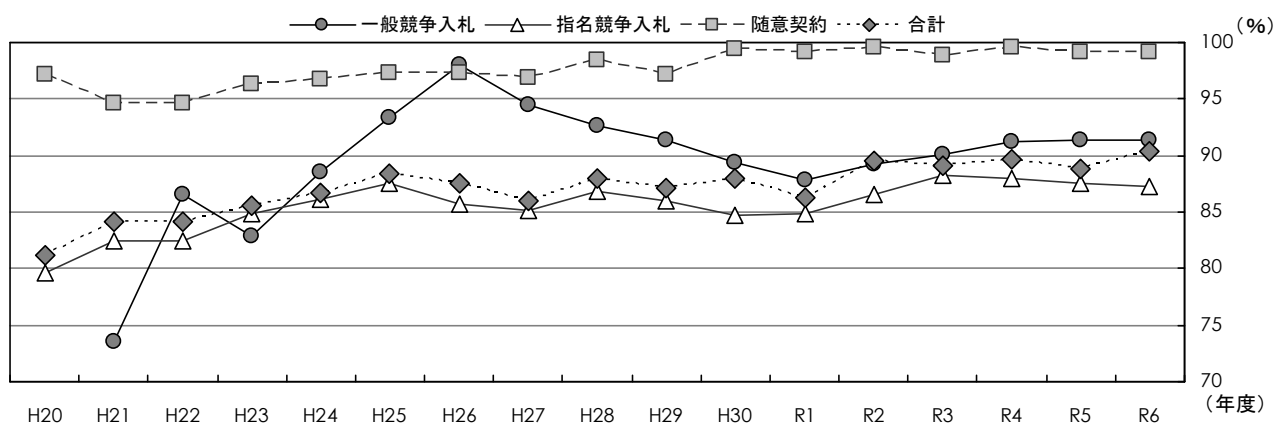


表 8－2 落札率の状況（建設工事関連業務委託）（全部局、予定価格 100 万円超、年度）

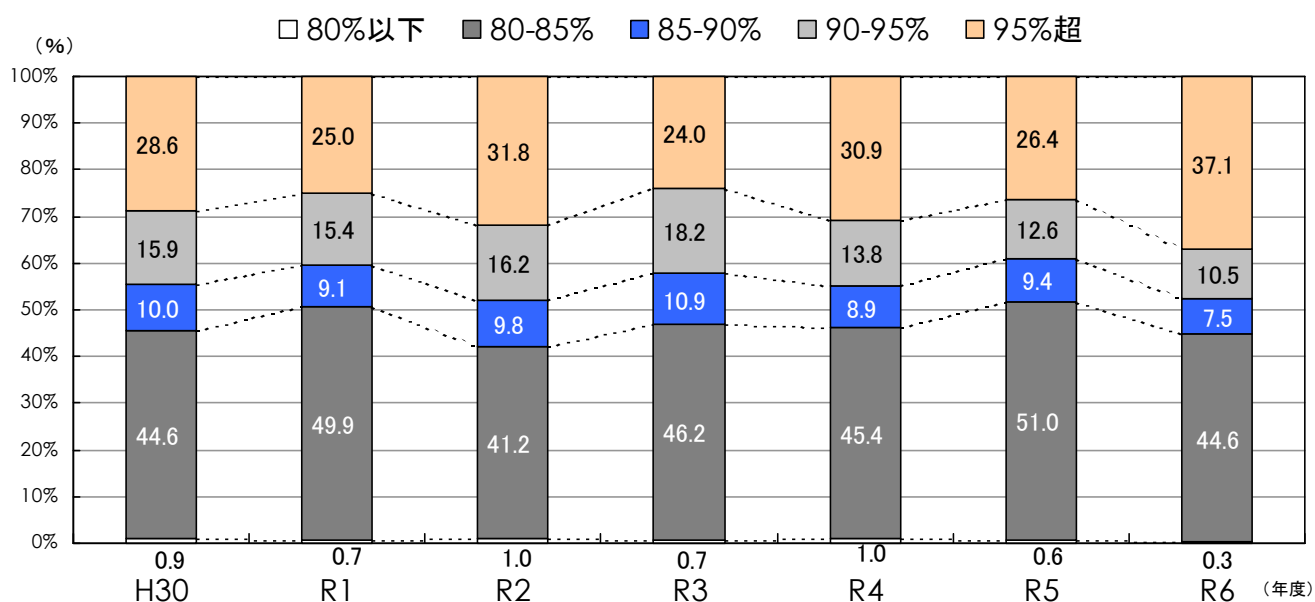
〈件数〉

区 分	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
95%超	218	197	244	174	222	164	253
90%超 95%以下	121	122	124	132	99	78	72
85%超 90%以下	76	72	75	79	64	58	51
80%超 85%以下	340	394	316	335	326	316	304
75%超 80%以下	4	3	3	2	6	4	2
70%超 75%以下	1	0	1	1	0	0	0
70%以下	2	2	4	2	1	0	0
合 計	762	790	767	725	718	620	682
平均落札率	88.1%	86.3%	89.5%	89.1%	89.6%	88.8%	90.4%

（落札率区分別構成比）

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
95%超	28.6%	25.0%	31.8%	24.0%	30.9%	26.4%	37.1%
90%超 95%以下	15.9%	15.4%	16.2%	18.2%	13.8%	12.6%	10.5%
85%超 90%以下	10.0%	9.1%	9.8%	10.9%	8.9%	9.4%	7.5%
80%超 85%以下	44.6%	49.9%	41.2%	46.2%	45.4%	51.0%	44.6%
75%超 80%以下	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%	0.8%	0.6%	0.3%
70%超 75%以下	0.1%		0.1%	0.1%			
70%以下	0.3%	0.3%	0.5%	0.3%	0.2%		
合 計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

図 5 落札率区分別件数割合（建設工事関連業務委託）



(2) 県内業者受注率の状況

令和5年度の県内業者の受注率は、件数ベースで74.5%と前年度に比べて0.6ポイント上昇した。また、契約金額ベースでは、66.7%と前年度に比べて5.3ポイント上昇した。

要因としては、令和6年7月豪雨に係る災害関連業務を県内業者が受注したことが考えられる。(表9-1、表9-2)

表9-1 県内業者の受注率【件数ベース】(建設工事関連業務委託)(全部局、予定価格100万円超、年度)
(単位：件)

入札方式	R2		R3		R4		R5		R6	
	県内 受注件数	県内 受注率	県内 受注件数	県内 受注率	県内 受注件数	県内 受注率	県内 受注件数	県内 受注率	県内 受注件数	県内 受注率
一般競争入札	71	81.6%	73	75.3%	81	75.7%	78	66.1%	89	74.2
指名競争入札	431	78.8%	458	77.5%	397	73.5%	363	76.4%	314	74.4
随意契約	113	85.0%	30	81.1%	56	78.9%	17	63.0%	105	75.0
県内計	615	80.2%	561	77.4%	534	74.4%	458	73.9%	508	74.5
全体(県内外)	767	—	725	—	718	—	620	—	682	—

表9-2 県内業者の受注率【当初契約金額ベース】(建設工事関連業務委託)(全部局、予定価格100万円超、年度)
(単位：百万円)

入札方式	R2		R3		R4		R5		R6	
	県内 受注金額	県内 受注率	県内 受注金額	県内 受注率	県内 受注金額	県内 受注率	県内 受注金額	県内 受注率	県内 受注金額	県内 受注率
一般競争入札	882	69.9%	923	57.8%	1,282	55.5%	1,093	45.2%	1,353	59.1%
指名競争入札	3,443	67.9%	4,262	70.8%	3,656	66.0%	3,442	70.1%	3,260	70.3%
随意契約	1,235	71.9%	135	54.0%	834	64.7%	351	56.4%	2,073	67.0%
県内計	5,560	69.1%	5,319	67.6%	5,772	63.2%	4,886	61.4%	6,686	66.7%
全体(県内外)	8,048	—	7,864	—	9,139	—	7,952	—	10,025	—

(3) 品質の確保に関する状況

① 委託業務成績評定点の状況

建設工事と同様の目的により、原則として1件の当初設計金額が200万円を超える委託業務等を対象に成績評定点を算出している。

令和6年度に実施した成績評定の県全体の平均点は84.0点で、緩やかな上昇傾向が続いている。また、令和6年度は落札率にかかわらず評定の平均はいずれも84点前後と大きな差はなかった。(表10-1、表10-2)

表10-1 業務成績評定点の推移(年度)
(単位：点、件)

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
評定点	81.3	82.2	82.1	82.5	83.1	83.4	83.9	84.0
件数	521	593	737	671	612	579	605	476

表 10－2 落札率区分別業務成績評定点（年度）

落札率 年度	70%以下	75%以下 70%超	80%以下 75%超	85%以下 80%超	90%以下 85%超	95%以下 90%超	95%超	合計
R5(評定点)	－	－	85.0	84.1	83.3	82.8	84.4	83.9
R6(評定点)	－	－	84.0	84.0	83.7	83.4	84.4	84.0
R6(件数)	－	－	2	269	38	57	110	476

② 低入札価格調査制度の運用

平成 26 年 5 月から、低入札価格調査制度対象の委託業務の設計金額を 700 万円以上から 1,000 万円以上に引き上げている。また、県土整備部においては、平成 27 年 10 月から当該設計金額を 3,000 万円以上とする試行を実施中である。

令和 6 年度における低入札価格調査発生件数は、県全体で 9 件（うち県土整備部で 0 件）となり、前年度と比較して発生件数は同数となり、また落札件数は 2 件と減少した。（表 11）

表 11 低入札価格調査制度における調査実績（建設工事関連業務委託）

年度		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
県土 整備部	基準価格設定数	68	73	35	37	72	80	43
	低入札発生件数 (発生率%)	2 (2.9)	4 (5.5)	2 (5.7)	1 (2.7)	2 (2.8)	2 (2.5)	1 (2.3)
	低入札落札件数	2	4	0	0	1	1	0
全県	低入札発生件数	13	17	13	5	19	9	9
	低入札落札件数	8	15	6	3	9	4	2

第3章 令和6年度及び7年度における入札契約制度の主な見直し

I 令和6年度における見直し事項

令和6年度においては、令和5年度における山形県公共調達評議委員会での審議等を踏まえ、以下のとおり見直しを行った。

1 建設工事に関する見直し

(1) ICT活用工事における部分活用等の推進〔令和6年7月〕

総合評価落札方式において、従来、3次元起工測量から3次元データ納品までの5つのプロセス全てでICTを活用する全面的な活用のみ評価対象としていた（評価点1点）が、令和5年12月に策定した「山形県建設DX推進戦略」に基づき、ICT活用工事を拡大していくため、「全面的な活用」の評価点を2点に引き上げるとともに、2プロセス以上でICTを活用する「部分活用」についても評価対象に加えた（評価点1点）。

< ICT活用工事の5つのプロセス >



《 ICT活用工事の発注方式 》

【現行】

発注型	総合評価の評価対象	評価点
発注者指定型	(評価対象としない)	—
施工者希望Ⅰ型	ICTの全面的な活用	1
施工者希望Ⅱ型	(評価対象としない)	—

【見直し】

発注型	総合評価の評価対象	評価点
発注者指定型	(評価対象としない)	—
施工者希望型 ※	ICTの全面的な活用	2
	ICTの部分的な活用	1

※ 施工者希望型で発注規模(予定価格、施工量)により設けていたⅠ型、Ⅱ型の区分を廃止

(2) 若手・女性技術者評価型の対象工種の拡大〔令和6年7月〕

総合評価落札方式において、「若手・女性技術者評価型」の対象工種を「土木一式工事」に限定していたが、担い手確保の観点から、対象工種を限定せず、全ての工種で設定可能とした。

○ その他運用等の見直し

- 1 鋼橋塗装工事における1級鋼橋塗装技能士配置の要件化（試行⇒本格実施）
- 2 見積等で決定した単価や施工歩掛の事前公表
- 3 除雪業務の評価対象への空港の追加（県土整備部での運用） 等

Ⅱ 令和７年度における見直し事項

令和７年度においては、建設産業の「働き方改革」の促進や「中小事業者の維持・育成」「災害対応」に主眼を置いて、以下の見直しを行う。

１ 建設工事及び建設工事関連業務委託に共通する見直し

（１）「ワーク・ライフ・バランス」「女性活躍」等の評価項目の追加〔令和７年７月〕

総合評価落札方式において、ワーク・ライフ・バランス等を重視する若者や女性技術者を確保し、技術を継承し、もって工事品質の向上につなげるため、「ワーク・ライフ・バランス」「女性活躍」「若者の採用・育成」に関する国や県の認定制度の認定取得を評価対象とする。

<追加評価項目>

評価項目	評価基準	評価点
「働き方改革」の推進 （やまがたスマイル企業 認定等）	「働き方改革」を推進する企業として、国または県からの認定を受けている。	1
	認定を受けていない	0

（２）知事顕彰の評価期間の延長〔令和７年７月〕

総合評価落札方式において、現在知事顕彰歴の評価対象期間を２年としているが、評価対象企業が極めて限定的となっているため、評価対象期間を３年に延長する。

（３）インターンシップ等の評価点の変更〔令和７年７月〕

総合評価落札方式におけるインターンシップの加点について、事業所の所在地が事業実施箇所の含まれる地域の内外で差を設け、事業実施地域と企業の本店所在地が一致する場合を高く評価する。

２ 建設工事に関する見直し

（１）地域精通企業評価型における評価項目の簡素化〔令和７年７月〕

災害時の応急対応等で重要な役割を担う地域の中小事業者の維持・確保を図るため、地域精通企業評価型の技術力等に関する重要な評価項目は残して項目を簡素化する。

項 目	企業の能力			技術者の能力				地域貢献			
	施工実績	工事成績	工事顕彰	施工経験	工事成績	継続教育	実施証明	災害協定	ボラン ティア等	災害 対応	道路 除雪
現 在	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
簡素化	○	○	—	○	○	—	○	○	○	○	—

（２）災害復旧工事における予定価格の事前公表の見直し〔令和７年７月〕

災害復旧工事では工期に制約があるため、予定価格を事前公表できる運用をとっており、実際ほとんどの災害復旧工事において予定価格が事前公表されている現状にある。品確法が求めるダンピング受注防止の観点から、比較的規模の大きい工事（８千万円以上）を対象に、事後公表を原則とする。

（３）災害協定に基づく県要請による出動実績への加点（管工事、解体工事）〔令和７年７月〕

現在、総合評価落札方式においては、県管理の道路・河川等の災害復旧工事の実績を加点評価し、県発注の災害復旧工事の受注のインセンティブとしているが、令和６年７月の大雨被害等を踏まえ、大規模災害からの円滑な復旧・復興に資するため、「管工事」「解体工事」を発注する場合に、県と業界団体との協定に基づき県からの要請を受け激甚災害発生時に対応した市町村発注の当該工事の実績について、「地域貢献度」の評価項目において評価する。

３ 建設工事関連業務委託に関する見直し

（１）共同設計方式におけるＪＶ構成企業数の変更〔令和７年７月〕

県内企業の技術の向上・育成のため、専門技術保有企業と地域精通企業による共同設計方式を導入しているが、現在「３者以内」としているＪＶ構成企業数について、更なる技術移転を促進する観点から「最大で４者まで」と変更する。

（２）「一抜け方式」の試行導入〔令和７年７月〕

業者の履行能力を超えた受注による品質の低下や履行遅延を防止するとともに、受注機会の確保による地域の建設関連企業の育成を図るため、建設工事関連業務委託の発注に「一抜け方式※」を試行的に導入する。

※「一抜け方式」

同一機関が同日に行う同種の複数案件の入札において、あらかじめ定めた開札順序で落札者を決定し、先の入札案件で落札候補者となった者は、次以降の案件における入札を無効として扱い、それ以外の者から落札者を決定する方式。

＜一抜け方式のイメージ＞

入札参加者	入札案件	案件 1	案件 2	案件 3
		(順位)	(順位)	(順位)
A 社		3 位	1 位 (落札)	無効
B 社		1 位 (落札)	無効	無効
C 社		2 位	3 位	1 位 (落札)
D 社		5 位	未入札	2 位
E 社		4 位	2 位	3 位

第2部 物品及び役務等の調達関係

第1章 令和6年度における入札契約制度の運用状況

物品及び役務等の調達方法には、一般競争入札、指名競争入札及び随意契約がある。予定価格が160万円を超える物品、250万円を超える印刷物の製造請負及び100万円を超える業務委託の一部については、原則として条件付一般競争入札により調達している（予定価格が3,600万円以上のWTO案件を除く）。

随意契約により調達しているのは、予定価格が160万円以下の物品、250万円以下の印刷物の製造請負及び100万円以下の業務委託並びにその性質又は目的が競争入札に適さないものなどである。

調達方法		内 容
競争入札	一般競争入札	契約の目的を公告し、一定の有資格者のうちから広く多数の希望者が入札に参加して競争するもの。
	条件付	所在地要件、実績要件、技術的適性要件等を定めて行うもの。
	指名競争入札	特定多数の有資格者の中から指名し、入札により競争するもの。
随意契約		競争入札によらずに契約の相手を特定するもの。 契約可能な相手が複数いる場合は、可能な限り複数者から見積を徴取して相手を決定し、相手が1者に限られる場合は、その者と1者随意契約している。

1 物品の調達状況

（1）予定価格が160万円を超える物品

令和6年度の調達件数は698件で、平均落札率は96.8%であった。（表1）

調達件数は前年度より77件減少した。（表2）

競争入札による調達件数は277件であった。前年度は東北農林専門職大学の開学に係る物品の購入があったことなどがあり今年度は114件減少した。

随意契約による調達件数は37件増の421件であった。

表1 令和6年度の調達件数と平均落札率（予定価格160万円超の物品）

調達方法	一般競争入札	指名競争入札	随意契約	合計
調達件数	277件	0件	421件	698件
平均落札率	92.0%	--%	99.9%	96.8%

表 2 調達件数の年度別推移（予定価格 160 万円超の物品）

年度 調達方法	令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度		増減 (R6-R5)
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数
競争入札	285 件	42.2%	391 件	50.5%	277 件	39.7%	▲ 114 件
随意契約	391 件	57.8%	384 件	49.5%	421 件	60.3%	37 件
合 計	676 件	100.0%	775 件	100.0%	698 件	100.0%	▲ 77 件

2 印刷物の調達状況

（１）予定価格が 250 万円を超える印刷物

令和 6 年度の調達件数は 19 件で、平均落札率は 93.8% であった。（表 3）
調達件数は前年度より 6 件増加した。（表 4）

随意契約によるものは、印刷物の原版を所有しているなど競争入札に適さないものや障がい者支援施設等から調達したもの、迅速な対応を要した選挙公報などであった。

表 3 令和 6 年度の調達件数と平均落札率（予定価格 250 万円超の印刷物）

調達方法	一般競争入札	指名競争入札	随意契約	合計
調達件数	13 件	0 件	6 件	19 件
平均落札率	93.2%	—	95.2%	93.8%

表 4 調達件数の年度別推移（予定価格 250 万円超の印刷物）

年度 調達方法	令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度		増減 (R6-R5)
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数
競争入札	16 件	84.2%	10 件	76.9%	13 件	68.4%	3 件
随意契約	3 件	15.8%	3 件	23.1%	6 件	31.6%	3 件
合 計	19 件	100.0%	13 件	100.0%	19 件	100.0%	6 件

（２）最低制限価格の設定状況

印刷物の品質確保を図るため、平成 22 年度から、会計局会計課が発注する印刷物について、最低制限価格を設定している。当初は、予定価格が 50 万円を超えるもの（WTO 案件を除く。）を設定対象とし、最低制限価格の設定率を 10 分の 6 としたが、その後、見直しを行い、平成 24 年度に設定対象を予定価格 30 万円以上に引き下げ、さらに平成 30 年度には最低制限価格の設定率を 10 分の 7 に引き上げており、過度な低価格での応札の防止と品質の確保に努めている。

令和 6 年度は80件で設定し、そのうち16件で最低制限価格を下回る失格者が発生した。(表 5)

表 5 最低制限価格設定件数と失格者発生件数の年度別推移

年度 契約種別	令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度	
	設定件数	うち失格者あり	設定件数	うち失格者あり	設定件数	うち失格者あり
総価契約	63 件	12 件	75 件	20 件	66 件	15 件
単価契約	13 件	0 件	12 件	0 件	14 件	1 件
合 計	76 件	12 件	87 件	20 件	80 件	16 件
失格者発生率	15.8%		23.0%		20.0%	

3 業務委託の調達状況

(1) 予定価格が 100 万円を超える業務委託

令和 6 年度の調達件数は1,199件で、平均落札率は96.4%であった。(表 6)

調達件数は前年度より210件増加した。(表 7)

庁舎管理やシステム運用保守などの長期継続契約が多数あったこと、イベントの企画・運営が増加したこと等から増加した。

表 6 令和 6 年度の調達件数と平均落札率（予定価格 100 万円超の業務委託）

調達方法	一般競争入札	指名競争入札	随意契約	合計
調達件数	257 件	78 件	864 件	1,199 件
平均落札率	91.4%	89.4%	98.5%	96.4%

表 7 調達件数の年度別推移（予定価格 100 万円超の業務委託）

年度 調達方法	令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度		増減(R6-R5)
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数
競争入札	246 件	25.8%	266 件	26.9%	335 件	27.9%	69 件
随意契約	708 件	74.2%	723 件	73.1%	864 件	72.1%	141 件
合 計	954 件	100.0%	989 件	100.0%	1,199 件	100.0%	210 件

随意契約による調達は、「建物等の保守・管理・運営」、「設備等の運行・点検・修理」、「情報通信・コンピュータ関連」において、品質確保の必要性から設備の設置業者やシステムの開発業者と契約したものや、「企画・製作」及び「その他（研修・講習・訓練等の実施等）」において、企画提案等方式で選定した者と契約したものなどであった。(表 8)

表 8 令和 6 年度における業務委託の分類別の調達件数

大分類	調達方法	合計	競争入札		随意契約	
			うち一般競争入札	うち指名競争入札	うち企画提案等	
1 建物等の保守・管理・運営		218 件	78 件	77 件	1 件	140 件 0 件
2 廃棄物処理		26 件	18 件	16 件	2 件	8 件 0 件
3 設備等の運行・点検・修理		125 件	31 件	19 件	12 件	94 件 0 件
4 調査・研究		69 件	40 件	17 件	23 件	29 件 9 件
5 情報通信・コンピュータ関連		170 件	67 件	64 件	3 件	103 件 8 件
6 企画・製作		96 件	12 件	12 件	0 件	84 件 53 件
7 運送・旅行		2 件	2 件	2 件	0 件	0 件 0 件
8 その他		493 件	87 件	50 件	37 件	406 件 126 件
合 計		1,199 件	335 件	257 件	78 件	864 件 196 件
構成比		100.0%	27.9%	21.4%	6.5%	72.1% 16.3%
参考	令和 5 年度	989 件	266 件	194 件	72 件	723 件 182 件
	令和 4 年度	954 件	246 件	194 件	52 件	708 件 176 件

(2) 低入札価格調査制度の運用状況

契約の適正な履行や公正な取引秩序の確保を図るため、平成16年度から、設計金額が700万円以上の「建物清掃」、「警備」及び「システムの設計・開発」の3業務について低入札価格調査制度を導入している。平成22年度からは、条件付一般競争入札により調達している他の業務にも対象を拡大し、現在、13業務について本制度を適用している。

調査の基準となる価格は、「システムの設計・開発」については、入札書比較価格の10分の6、その他については、入札書比較価格の10分の8としており、当該価格を下回る入札があった場合は、調査の上、落札決定している。

令和6年度における制度対象件数は46件で、うち3件について低入札価格調査を実施した結果、履行可能と判断されたことから最低価格者と契約を締結した。(表9)

表 9 業務委託の低入札価格調査制度運用状況

令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度	
制度対象	うち調査実施 (うち失格者)	制度対象	うち調査実施 (うち失格者)	制度対象	うち調査実施 (うち失格者)
27 件	1 件 (0 件)	25 件	1 件 (0 件)	46 件	3 件 (0 件)

(参考) 業務委託の種類

業務委託については、便宜上、大分類で8種目、小分類で49種目に区分整理している。

大分類		小分類		条件付一般競争入札 対象業務	低入札価格調査制度 対象業務	
番号	種目	番号	種目	H20～	H16～	H22～
1	建物等の保守・管理・運営	1	建物清掃	○	○	○
		2	浄化槽・貯水槽の清掃・保守	○		○
		3	警備	○	○	○
		4	空調設備保守	○		○
		5	自家用電気工作物保守	○		○
		6	電気設備保守			
		7	通信施設設備保守			
		8	エレベーター・自動ドア保守			
		9	消防防災設備保守	○		○
		10	施設設備の管理	○		○
		11	受付・電話交換業務	○		○
		12	ねずみ昆虫駆除	○		○
		13	環境測定	○		○
2	廃棄物処理	1	廃棄物収集・運搬・処分	○		○
		2	その他	○		○
3	設備等の運行・点検・修理	1	自動車・船舶・航空機等			
		2	機械・機器・金属製品			
		3	設備（庁舎等以外）			
		4	楽器、音響、照明等			
4	調査・研究	1	調査・分析			
		2	研究			
		3	検査・測定			
5	情報通信・コンピュータ関連	1	システムの設計・開発		○	○
		2	システムの運用保守			
		3	データ処理			
		4	データ・情報提供			
		5	データのオペレーション			
		6	コンピュータの保守管理			
		7	その他			
6	企画・製作	1	物品・看板			
		2	映画・ビデオ			
		3	写真・製図			
		4	広告・広報			
		5	イベント等の企画・運営			
		6	デザイン企画			
		7	ホームページ作成			
7	運送・旅行	1	旅客運送			
		2	貨物運送			
		3	旅行			
8	その他	1	クリーニング			
		2	医事			
		3	検体検査			
		4	給食			
		5	環境保護			
		6	施設の管理運営業務			
		7	研修・講習・訓練等の実施			
		8	保険			
		9	監査・コンサルティング			
		10	その他			
8 種目		49 種目		12 業務	3 業務	13 業務

(参考) 物品電子調達システムによる調達状況

随意契約による調達の公平性、競争性及び透明性を確保するため、平成 17 年度から本庁において、160 万円以下の物品及び 250 万円以下の印刷物については、山形県物品電子調達システムにより調達している。(表 10)

平成 20 年度からは総合支庁にも本システムを導入している。

本システムは、山形県内に本店又は営業所等を有する業者が利用者登録を行い、登録業者が受注を希望する調達案件に随時見積金額を入力することができるようになっており、令和 6 年度末で 589 者が登録している。

表 10 令和 6 年度における会計局会計課のシステム調達実績

区 分	物品		印刷物	
	件数	平均落札率	件数	平均落札率
10 万円以下	2,261 件	—	172 件	—
10 万円超	327 件	87.2%	210 件	71.7%
合 計	2,588 件	—	382 件	—

※ 1 山形県物品電子調達システムの一般競争型による調達実績。

※ 2 10 万円以下のものでは、予定価格の設定を要しないため、平均落札率は算出できない。

第2章 地元調達の実施

1 実施の内容

「物品調達等に係る地元企業への受注機会の拡大等に関する方針（平成 21 年 12 月策定）」に基づき、「地元で調達できるものは地元で購入する」ことを基本に、品質と競争性等の確保に留意しながら、地元企業の受注拡大等に配慮した取組を平成 22 年度から実施している。

予定価格が 10 万円以下の物品の購入、250 万円以下の印刷物の製造請負及び 100 万円以下の業務委託については、地元調達率 95%以上を目標として取り組んでいる。

2 令和 6 年度の実施状況

令和 6 年度の地元調達率は、物品の購入が 95.7%、印刷物の製造請負が 99.8%、業務委託が 99.3%であり、全ての項目において目標を達成した。（表 11）

表 11 地元調達率

区 分	対象金額 (予定価格)	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
物 品	10 万円以下	94.5%	94.3%	95.7%
印 刷 物	250 万円以下	99.9%	99.9%	99.8%
業務委託	100 万円以下	99.6%	99.4%	99.3%

※ 1 県内企業からの調達が困難なもの及び病院事業局発注分を除く。

※ 2 調査対象期間は、各年度 4 月～12 月。

※ 3 件数ベースでの集計。

資料編

1 建設工事及び建設工事関連業務委託の経過

※数値は、特に注釈のあるものを除き県土整備部（平成21年度以前は土木部）関係のみ。

	～平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
法 令 等			H13. 04 入札契約適正化法施行	H15. 01 官製談合防止法施行			H17. 04 品確法施行、 H18. 01 改正独禁法施行
談合事件		H13年 1 月最上地方における農業土木工事に公取立入調査（業界談合）			H15年 9 月置賜地方における測量、土木コンサルタント等業務に公取立入調査（業界談合）	H16年10月東北地方整備局等が発注した鋼橋上部工事関係の70社に独禁法違反で立入調査	
改善推進組織				山形県入札制度改善委員会設置（庁内組織）			
競争性の確保 （公正・公平）	一般競争入札	H 7 年度W T O 案件に導入。 10億円以上の土木工事、15億円以上の建築工事を一般競争入札とする。	1 億円以上の工事に条件付一般競争入札の導入（4 千万円以上についても実施可能）	4 千万円以上の工事に条件付一般競争入札の拡大（1 千万円以上についても実施可能）			
	地域要件、格付け等			県内全域からの応札を3 億円以上から1 億円以上に拡大	主観点数に工事成績評価等技術力のウェイト引き上げ	J V 対象工事に単体業者が参加する混合入札とする	入札条件に工事成績や技術者の施工実績を設定
	指名競争入札		意向確認型指名競争入札の廃止と公募型の拡大	指名業者数を12業者に拡大、指名業者名は落札決定後に公表	指名理由書の作成要領を制定	業務委託の指名選定基準の制定	
透明性の確保	監視機能	入札監視委員会の設置（契約金額2 千万円以上・発注予定1 億円以上の建設工事）				測量、設計等業務委託（契約金額500 万円以上）を審査事項に追加	
	予定価格	H11年 5 月から250 万円超工事について事後公表	250 万円超の建設工事全てについて事前公表				
	積算内訳書	閲覧による積算内訳の事後公表の実施	入札時に提出義務化、積算基準、設計単価公表			内訳書の審査要領を制定し、審査手法を統一化	
	契約情報等公開	H10年 9 月経営事項審査結果公表	発注見通し、指名選定理由、契約書等の公開	工事成績、低入札基準価格、最低制限価格の公表		測量等業務委託も指名理由、予定価格を公表（事後）	
	電子入札等				H15年11月試行		
品質の確保	低入札価格調査制度	H 9 年W T O 案件に導入 H 1 1 公募型、意向確認型指名競争入札にも適用	2 億円を超える建設工事を対象とする	設計金額4 千万円以上の建設工事に導入	設計金額4 千万円未満の建設工事に「最低制限価格制度」を導入	低入札コスト調査により完成時のコスト構造分析開始	失格判断基準・調査方法の改善、業務委託設計金額700 万円以上に導入、技術者の増員義務付け（H17年 1 月～）
	低入札対象工事件数			410	307	299	276
	低入札調査件数			26	26	26	40
	発生率			6. 3%	8. 5%	8. 7%	14. 5%
	多様な入札・契約方式	入札時V E 方式試行	契約後V E 方式試行		P F I 事業の実施、業務委託に係るプロポーザル方式の試行	総合評価落札方式の試行	契約後V E の実施、総合評価落札方式簡易 I 型実施（H18年 1 月～）
	工事成績評定						工事成績、技術者の施工実績を入札条件に設定
不正の排除	指名停止措置機関						
	指名停止期間		談合、贈賄を定めている期間の2 倍とする				
	損害賠償予約条項				契約約款に10%を設定（建設工事）	契約約款に10%を設定（委託業務）	
	コンプライアンス						
	元請下請関係			指導要領策定	元請下請調査88件	89件	92件
	談合情報等対応		現場説明会廃止			マニュアルの統一化	
	談合情報の推移		1	4	2	5	7
	県内の建設投資額（億円）	H 8 ビーク 9, 601	8, 062	7, 086	5, 976	5, 355	4, 918
	建設業許可業者数（年度末）	(H11) 5, 832	5, 806	5, 713	5, 637	5, 720	5, 767
	建設業倒産件数（暦年）	(H11) 35	43	42	52	48	48
	建設工事平均落札率（一般）		—	92. 9%	92. 7%	92. 9%	91. 2%
	建設工事平均落札率（指名）		96. 0%	94. 6%	94. 6%	93. 5%	93. 2%
	建設工事平均落札率（計）		96. 0%	93. 6%	93. 0%	93. 0%	91. 4%
							90. 6%

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
法 令 等		H18.12 知事会指針		H20.07 県公共調達基本 条例施行				
談合事件		H18年4月市民オンブ ズマンが鋼橋上部工事 の談合について損害賠 償請求を怠っていると 県を提訴	H19年3月置賜管内測 量等談合に係る損害賠 償請求の訴えを提起					
改善推進組織			H19年10月山形県公共調 達改善委員会設置（外 部委員組織）	H20年12月山形県公共調 達評議委員会設置（外 部委員組織）				
競争性の確保 公正・公平	一般競争入札		250万円超1千万未満の 工事について4月から 一部、H20年1月から 原則全面实施。事務経 減のため事後審査方式 導入					
	地域要件、格付け等		応札可能業者は原則20 者以上を確保する。主 観点数に企業の社会性 評価を導入	土木一式の発注基準及 び建設工事の地域要件 に係る金額区分を一部 改正		土木一式の発注基準及 び建設工事の地域要件 に係る金額区分を一部 改正		
	指名競争入札		指名業者数を拡大					
透明性の確保	監視機能		指名停止措置の再苦情 処理、談合情報の審査 （1億円以上）を追加					
	予定価格		事後公表の試行（H20年 1～3月）	事後公表の試行（H20年 10～H21年3月）	事後公表の試行（H21年 6～）	事後公表の試行継続 （H22年4月～）	事後公表の試行継続 （H23年4月～）	事後公表の試行継続 （H24年4月～）
	積算内訳書							
	契約情報等公開	個々の入札結果をホーム ページ上で公開（H 19年3月～）						
	電子入札等	本格実施	質問・回答の電子化		電子閲覧の本格実施			
品質の確保	低入札価格調査制度		（業務委託設計金額700 万円未満に最低制限価 格制度試行導入）	建設工事・業務委託と も失格数値基準を導入 （H20年6月30日～）、 調査基準価格の引き上 げ（H21年1月26日～）	建設工事の調査基準価 格引き上げ、建設工 事・業務委託とも失格 数値基準・最低制限価 格を引き上げ（H21年6 月1日～）	建設工事における現場 代理人と配置技術者の 兼務禁止、及び業務委 託の入札で失格を繰り 返す業者に対する、非 指名措置制度を導入 （H22.5.1～）	建設工事の調査基準価 格引き上げ、建設工 事・業務委託とも失格 数値基準・最低制限価 格を引き上げ（H23年5 月1日～）	・土木コンサルタント 業務の調査基準価格お よび失格数値基準の引 き上げ （H24年5月1日～） ・「非指名」措置等の 検証と見直しの検討
	低入札対象工事件数	218	245	296	440	374	481	421
	低入札調査件数	19	23	21	37	50	10	3
	発生率	8.7%	9.4%	7.1%	8.4%	13.4%	2.1%	0.7%
	多様な入札・契約方式		総合評価落札方式簡易 Ⅱ型実施	地域貢献活動を評価項 目として設定可能に （簡易Ⅱ型）	簡易Ⅰ型とⅡ型は地域 貢献活動の評価項目設 定を必須に、標準型で も可能にして、本格実 施	設計金額4000万円以 上、原則全面实施。地 域貢献活動の評価対象 項目を拡大。（H22年4 月）事後審査方式の試 行（H22年7月）	・技術点に「品質等確 実点」を導入 ・事後審査（簡易Ⅱ 型）対象工事の範囲を 拡大	・総合評価落札方式の 建設工事における評価 項目の拡充 ・土木コンサルタント 業務の県土整備部にお ける総合評価落札方式 の試行 ・建設工事関連業務委 託の県土整備部におけ る県内業者優先指名競 争入札の試行
	工事成績評定							
	評定平均点の推移	75.3	75.6	75.8	76.5	76.7	77.0	77.5
不正の排除	指名停止措置機関		県機関（病院、企業 局）の一本化					
	指名停止期間		贈賄、独禁法違反行 為、入札妨害及び談合 について期間延長					
	損害賠償予約条項		違約金特約条項改正 （20%）					
	コンプライアンス	内部通報制度施行	山形県職員倫理規程施 行（H20年1月～）		公共調達スキルアップ プログラムの施行			・建設工事等の入札・ 契約事務に関する不当 な情報提供等要求等対 応要領の整備
	元請下請関係	82件	80件	80件	80件	80件	80件	80件
	談合情報等対応							
	談合情報の推移	8	2	4	0	4	3	3
県内の建設投資額（億円）		4,928	4,220	3,819	3,896	3,346	3,400	3,513
建設業許可業者数（年度末）		5,408	5,184	5,115	5,083	4,940	4,783	4,720
建設業倒産件数（暦年）		57	53	49	36	26	16	17
建設工事平均落札率（一般）		88.2%	86.3%	88.6%	91.1%	89.9%	92.3%	94.2%
建設工事平均落札率（指名）		92.5%	90.4%	87.1%	97.0%	92.9%	95.4%	97.9%
建設工事平均落札率（計）		88.5%	86.6%	88.6%	91.2%	90.0%	92.4%	94.2%

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
法令等			H26.06改正品確法、改正建設業法、改正入契法施行	発注関係事務の運用に関する指針				R01.06改正品確法、改正建設業法、改正入契法成立、一部施行
談合事件								
改善推進組織								
競争性の確保 公正・公平	一般競争入札						・H30年7月から入札参加資格の事後審査方式の対象とする金額要件の撤廃し原則事後審査 ・業務委託において、条件付き一般競争入札の試行	
	地域要件、格付け等					総合支庁管内を地域要件とする範囲を設計金額3千万円以上5億円未満に引上げ		
	指名競争入札							
透明性の確保	監視機能							
	予定価格	事後公表の試行継続 (H25年4月～)	事後公表の試行継続 (H26年4月～)	原則事後公表の暫定実施 (H27年7月～)				
	積算内訳書							
	契約情報等公開			業務委託の発注見通しの公表を試行 (H27年4月～)	業務委託の発注通しの公表の試行の改正 (H28年4月～)	工事の発注通しの公表の改正 (H29年4月～)		
	電子入札等							
品質の確保	低入札価格調査制度	業務委託における失格を繰り返す者に対する「非指名」措置の改正・強化 (H25年4月～)	業務委託における低入札価格調査対象設計金額の引上げ (H26年5月～)	業務委託における低入札価格調査対象設計金額及び最低制限価格対象設計金額の引上げ (H27年10月～県土整備部試行)	・建設工事及び建設工事関連業務委託の調査基準価格引上げ (H28年4月～・H28年7月～) ・建設工事関連業務への最低制限価格制度の適用 (H28年4月～)	建設工事の調査基準価格引上げ (H29年6月1日～)		
	低入札対象工事件数	435	386	322	362	315	257	391
	低入札調査件数	4	7	1	7	10	4	4
	発生率	0.9%	1.8%	0.3%	1.9%	3.2%	1.6%	1.0%
	多様な入札・契約方式	・建設工事における総合評価落札方式の工事成績評定の評価対象期間の延長 ・土木コンサルタント業務における総合評価の試行基準（価格点）の一部改正 (H25年5月)	・建設工事における総合評価落札方式の工事成績評定の評価対象期間の拡大 (H26周知、H27～) ・県との災害協定に基づく活動実績の評価見直し ・土木コンサルタント業務における総合評価の対象設計金額の変更、価格点の評価方法の追加、事後審査方式の導入	・若手技術者育成モデル工事の試行 (H27年7月～) ・予定価格の見積り活用方式の試行 (H27年5月～) ・業務委託の総合評価の試行対象業務を拡大 (H27年7月～)	・総合評価落札方式における地域貢献度の見直し、工事成績評定にかかわる評価対象範囲の見直し (H28年7月～) ・業務委託における総合評価落札方式の本格実施 (H28年7月～) ・余裕期間制度の試行 (H28年11月～県土整備部試行)	・総合評価落札方式（工事）における「ICT活用工事」に「建築工事」を追加、「女性技術者の評価」を追加、「インテランシップ等の評価」を追加、「工事成績評定点の配点基準の見直し」 (H29年7月～) ・総合評価落札方式（業務委託）の評価値算定に「品質等確実点」を導入 (H29年7月～) ・総合評価落札方式（業務委託）の試行対象の拡大 (H29年7月～)	・総合評価落札方式（工事）における「ICT活用工事」に「建築工事」を追加、「女性技術者の評価」を追加、「インテランシップ等の評価」を追加、「工事成績評定点の配点基準の見直し」 (H30年7月～) ・総合評価落札方式（業務委託）における「若手・女性技術者の評価の配点見直し」、「ボランティア等の評価の追加」、「技術者の専任性の評価基準の見直し」 (R1年7月～)	
	工事成績評定						・2次下請け以降に関わる工事において、全ての建設業者が社会保険等に参加している場合を評価 (H30年7月～)	
	評定平均点の推移	78.1	78.9	79.4	80.2	80.5	81.2	81.5
不正の排除	指名停止措置機関							
	指名停止期間	不当な情報提供要求があったと認められた場合、指名停止とする。						
	損害賠償予約条項							
	コンプライアンス	不当な情報要求対応要領制定 (H25年4月～)						
	元請下請関係	80件	60件	55件	50件	45件	45件	43件
	談合情報等対応							「談合情報」の定義を明確化
	談合情報の推移	1	2	1	1	0	0	1
県内の建設投資額（億円）		4,350	4,045	4,055	4,439	4,597	4,987	4,827
建設業許可業者数（年度末）		4,728	4,755	4,747	4,702	4,656	4,668	4,641
建設業倒産件数（暦年）		12	12	10	8	8	8	11
建設工事平均落札率（一般）		95.7%	95.8%	94.6%	96.0%	96.3%	96.2%	96.5%
建設工事平均落札率（指名）		97.0%	96.6%	94.5%	95.9%	97.0%	97.0%	98.2%
建設工事平均落札率（計）		95.6%	95.8%	94.6%	96.0%	96.4%	96.4%	96.6%

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
法令等				R05.01 改正建設業法施行令 施行		R06.06 改正品確法施行、 R06.09.12 改正建設業法、改正 入契法一部施行
談合事件						
改善推進組織						
競争性の確保 公正・公平	一般競争入札					
	地域要件、格付け等					
	指名競争入札					
透明性の確保	監視機能					
	予定価格					
	積算内訳書					
	契約情報等公開	工事の発注通しの公表 の改正（R3年3月～） 公表回数5回→6回				
	電子入札等				契約保証の電子化（R 5年10月～）	
品質の確保	低入札価格調査制度			・建設工事及び建設工事関連業務等に係る 失格数値基準の引き上げ （R4年7月1日～） ・非指名制度廃止（R4年6月30日）		
	低入札対象工事件数	382	345	427	358	380
	低入札調査件数	8	5	5	3	0
	発生率	2.1%	1.4%	1.2%	0.8%	0.0%
	多様な入札・契約方式	・総合評価落札方式（工事） における「県発注災害復旧工事の実績の評価」、 「県発注道路除雪業務実績の評価」（R2年 7月～） ・総合評価落札方式（業務委託） における「災害復旧関係業務実績の評 価」、「県優良業務顕彰 歴の評価」（R2年7月 ～）	・総合評価落札方式（工事） における「地域精通 企業評価型」の実施（R 3年7月～） ・地質調査業務委託にお ける総合評価落札方式の 試行（R3年7月～） ・地すべり調査解析業務 における共同設計方式の 試行（R3年7月～）	・総合評価落札方式（業務委託） における「地域 精通企業評価型」の実施（R4年7月～） ・総合評価落札方式における成績評 定による評価方法の見直し（R4年7月～） 「企業の能力」及び「技術者の能力」 の評価における成績評定の平均点に よる評価の対象の見直しを実施 ・工事：各付け5業種とその他の6区 分/対象となる 評定：過去5年 ・業務委託：土木コンサル、建築コ ンサル、測量、地質調査、補償コ ンサル、その他の6区分/対象とな る評定：令和4年度は過去3年、令 和5年度は過去4年、令和6年度以 降は過去5年のものを対象とする	・ICT活用及び週休二日確保工事の 促進 ・災害復旧工事・道路除雪業務実 績の評価方法の見直し ・復旧・復興JV制度の創設 ・市町村発注の災害関係業務委託 実績の評価 ・業務委託の技術者の継続教育 （CPD）の評価方法の見直し （R5年7月～）	・ICT活用工事における部分活用等 の推進 ・若手・女性技術者評価型の対象 工種の拡大
	工事成績評定					
	評定平均点の推移	82.0	82.4	82.7	82.8	83.2
不正の排除	指名停止措置機関					
	指名停止期間					
	損害賠償予約条項					
	コンプライアンス					
	元請下請関係	30件	31件	27件	44件	22件
	談合情報等対応					
	談合情報の推移	0	0	0	0	0
県内の建設投資額(億円)		5,102	5,445	4,764	4,743	4,610
建設業許可業者数(年度末)		4,573	4,563	4,526	4,492	4,464
建設業倒産件数(暦年)		5	7	9	9	15
建設工事平均落札率(一般)		96.3%	97.1%	96.7%	96.5%	96.6%
建設工事平均落札率(指名)		94.8%	96.0%	96.7%	96.0%	96.6%
建設工事平均落札率(計)		96.4%	97.1%	96.8%	96.4%	96.8%

2 山形県公共調達基本条例（平成 20 年 7 月 18 日山形県条例第 43 号）

（目的）

第 1 条 この条例は、公共調達に係る入札及び契約に関する制度（以下「入札契約制度」という。）に関し基本的事項を定めることにより、公共調達により調達するものの品質及び価格の適正を確保するとともに、公共調達に係る入札契約制度に対する県民の信頼を確保し、もって県民の福祉の向上及び県民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共調達 県が支出負担行為に基づき行う調達をいう。
- (2) 建設工事等 建設工事並びに建設工事に係る測量、設計、調査、コンサルタント業務及び材料の納入をいう。
- (3) 建設業者等 建設工事等を請け負うことを営む者をいう。

（基本理念）

第 3 条 公共調達に係る入札契約制度は、入札及び契約の過程からの談合その他の不正行為の排除が徹底されるものでなければならない。

- 2 公共調達に係る入札契約制度は、入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争が促進されるものでなければならない。
- 3 公共調達に係る入札契約制度は、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性が確保されるものでなければならない。
- 4 公共調達に係る入札契約制度は、公共調達により調達するものの品質及び価格の適正を考慮したものでなければならない。
- 5 公共調達により調達するもののうち建設工事等は、経済活動等の基盤となる社会資本を整備する社会経済上重要なサービスであり、これを担う健全な建設業者等の育成は、県民経済の発展に重要であることを踏まえ、建設工事等に係る入札契約制度は、建設業者等の技術のほか、その法令の遵守状況、環境保全に関する対策、建設工事等に従事する者の安全衛生及び福利厚生に対する取組並びに地域における社会貢献活動についても、適切に評価し、当該評価を入札及び契約の過程において適切に反映するように配慮したものでなければならない。

（県における取組）

第 4 条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）を踏まえて、公共調達に係る入札契約制度を運用するとともに、基本理念にのっとり、公共調達に係る入札契約制度を不断に見直し、改善に努めなければならない。

- 2 知事、企業管理者及び病院事業管理者（以下「知事等」という。）は、毎年度、議会に公共調達に係る入札契約制度の運用の状況及び見直しの内容に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。
- 3 県は、県内における他の地方公共団体に対し、入札契約制度の改善に関して、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

（山形県公共調達評議委員会）

第5条 基本理念にのっとり公共調達に係る入札契約制度の改善について調査審議させるため、山形県公共調達評議委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、知事等の諮問に応じ、又は自発的に、公共調達に係る入札に参加する者に必要な資格の見直しその他公共調達に係る入札契約制度の改善に関する重要事項を調査審議する。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、知事等に対し、必要な改善措置を講ずることを求めることができる。
- 4 知事等は、前項の規定による求めを受けたときは、これを尊重しなければならない。

（組織）

第6条 委員会は、委員8人以内で組織する。

（委員）

第7条 委員は、学識経験のある者のうちから、議会の同意を得て、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることを妨げない。

（委員長）

第8条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第9条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、前項の会議の議長となる。
- 3 第1項の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第10条 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから委員長が指名する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。
- 7 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項及び

第2項中「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第3項及び第4項中「委員の」とあるのは「当該部会に属する委員の」と読み替えるものとする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、県土整備部において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条第2項の規定は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月19日条例第7号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

